

総会運営規則

第1条（種別） この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第2条（権能） 総会は、法令又は定款で定められた以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

第3条（開催） 通常総会は毎事業年度終了後、3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合及び必要に応じて開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 監事が理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況を監査した結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見し、社員総会に当該事実を報告する必要があると認めた場合において、監事から招集があったとき。

第4条（招集権者） 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

第5条（招集理由・目的） 理事長は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会を招集するものとする。

第6条（招集手続） 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 総会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 理事長は、総会の開催日の5日前までに、理事に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、総会を開催することができる。

第7条（決議）

総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第8条（特別の利害関係を有する場合の決議からの除外）

総会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第9条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第10条（規則の改廃）

本規則の改廃は、社員総会の決議による。

附則

1. 本規則は、令和5年4月24日から施行する。